

JAXA パートナースタートアップ支援約款

(目的)

第1条 本約款は、国立研究開発法人宇宙航空研究機構(以下、「機構」という。)が定めるJAXAスタートアップ支援規程(以下「スタートアップ規程」という。)に基づき実施するスタートアップへの支援に関し、その支援内容、対象企業の義務および支援の条件等を定めることにより、円滑かつ適正な支援の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本約款において、以下の用語はそれぞれ次の各号に定めるとおりとし、その他の用語の意義については、特に別に定めない限り、スタートアップ規程の定めるところによるものとする。

- (1) 「許可要件」とは、機構がスタートアップ規程第6条に定める名称使用許可の要件をいう。
- (2) 「被支援会社」とは、許可要件を全て満たし、かつ、スタートアップ規程第7条に基づきJAXAによって「JAXA パートナースタートアップ」の名称(以下、単に「名称」という。)の使用を許可された会社をいう。
- (3) 「事業」とは、被支援会社が機構に名称使用許可を申請した際の事業をいう。

(被支援会社の義務)

第3条 被支援会社は、機構より名称の使用許可を受ける期間中、その事業活動において、本約款を遵守しなければならない。

(支援措置)

第4条 機構は被支援会社に対して、本約款第7条に定める内容の支援措置を講ずるものとする。

(支援期間)

- 第5条 機構の被支援会社への支援期間は、名称の使用許可の日より1年間とする。
- 2 前項の期間の満了の1か月前までに、機構又は被支援会社のいずれかが書面により支援期間を延長しない旨の通知を行わない限り、支援期間は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
 - 3 前項による延長後の支援期間は、名称使用許可の日より10年若しくは被支援会社の設立より10年(ただし被支援会社の創立後、休業していた期間がありこれを証することができ

る場合には、設立より 10 年に当該休業期間を加えた時期) を超えないものとする。

- 4 第 1 項から第 3 項の定めにかかわらず、本約款第 12 条の定めにより、機構が被支援会社への名称の使用許可を取り消したときは、その時点をもって支援期間は終了する。
- 5 やむを得ない事情により被支援企業が事業を中断する必要性が生じた場合は、機構は被支援会社と協議のうえ、支援措置を中断することができる。又、当該事情が無くなったときは、機構は被支援会社と協議のうえ支援措置を再開することができる。なお、支援措置を中断していた期間は、名称使用許可の通算期間には加算しないものとする。

(名称の使用)

第 6 条 被支援会社は、機構によって名称の使用許可を受けた日から「JAXA パートナースタートアップ」(英語表記の場合は「JAXA Partner Startup」)の名称及び別添 1 の「JAXA パートナースタートアップシンボルロゴマーク」(以下、単に「ロゴ」という。)を使用することができる。ただし、前条による支援期間終了後又は本約款第 12 条に基づき機構が被支援企業への名称使用許可を取り消した場合は当該名称及びロゴを使用することを中止しなければならない。

- 2 被支援会社は、名称及びロゴの使用にあたっては機構が別途提示する「名称使用ガイドライン」及び「ロゴデザインマニュアル」に従って利用するものとする。

(支援措置及び支援の対価)

第 7 条 機構は、被支援会社に対し、スタートアップ規程及び本約款に基づき、被支援会社の事業に関して、以下の支援を行うことができる。

- (1) 行政及び外部提携機関による各種スタートアップ支援策に関する情報提供及びこれらへの推薦、資金調達支援、投資家による技術的質問への対応、販売販路及び提携企業開拓支援、専門家の紹介、会社経営に関するセミナーについての情報の提供、広報支援
 - (2) その他各種相談事項への対応
- 2 機構は、前項に基づき被支援会社に対して前項各号の支援を行う場合、これを無償で提供する。ただし、被支援会社の求めにより機構が別途専門家等に依頼する場合に生じた実費については、被支援会社が負担する。

(報告・調査等)

第 8 条 機構は被支援会社に対し、必要に応じ以下の内容の報告を求めることができるものとし、被支援会社はこれに協力する。

- (1) 報告時点の会社概要等
- (2) 報告時点の事業内容概要等
- (3) 将来の事業計画および成長戦略についての概要等
- (4) その他前各号の内容を補完する情報等

(通知義務)

第9条 被支援会社が、定款の変更、役員の変更、事業譲渡等、本約款に基づく支援履行や許可要件に影響する可能性のある行為をしようとする場合には、被支援会社は遅滞なく機構に対してこれを報告する。

(不当介入への対応)

第10条 被支援会社は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下、「不当介入等」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
 - (2) 暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下、警察当局）という。に通報するとともに、捜査上必要な協力をを行うものとする。
 - (3) 前項により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により機構に報告するものとする。
- 2 前項第1号における暴力団関係者とは、個人又は法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
- (1) 暴力団員と認められる場合
 - (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 機構は、被支援会社が本条第1項に違反していると認められるときは、被支援会社に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。被支援会社は直ちにその要請に沿った措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第11条 機構及び被支援会社は、本約款に基づく支援を行う期間中、支援の履行に関して得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がある場合を除き、第三者に開示・漏洩してはならず、又、機構による被支援会社への支援措置及び被支援会社の事業の実施目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号

のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があつたことを相手方に直ちに通知する。
- 2 被支援会社は、名称の使用許可期間満了により終了したとき又は本約款第12条の規定による解除又は解約により名称使用許可を終了したときは、機構の秘密情報を含むすべての資料等（媒体の形式を問わない。）を機構の指示に従って返還若しくは廃棄の上、その処理結果を書面で機構に報告するものとする。

（解除事由）

第12条 被支援企業が以下の各号の一に該当し名称使用許可を取消されたときは、許可の取消時点をもって本約款に基づく支援は終了される。

- (1) 機構が、被支援会社が許可要件を満たさなくなったと判断したとき。
- (2) 被支援会社が、社会的背信行為、機構の名誉を損なう行為又は機構の信用を害する行為を行ったとき。
- (3) 機構が被支援会社に対して支援を行うことが困難な状況に至ったとき。
- (4) 被支援会社が株式の上場を行うに至ったとき。
- (5) 被支援会社が特定の株式上場会社（その子会社を含み、以下「上場会社等」という。）の子会社となったとき、または上場会社等により被支援会社の発行済株式の過半数を直接または間接に取得されたとき。

2 前項に係わらず、機構は、被支援会社が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めて被支援会社にその是正を催告し、被支援会社がその期間内に是正しない場合は、名称使用許可を取り消し、本約款に基づく支援を終了することができる。

- (1) 被支援会社が、本約款に記載された条件に違反したとき。
- (2) 被支援会社又は被支援会社の権限により機構の知的財産を利用する第三者が、機構の信
用若しくは機構の知的財産の価値（権利上の価値を含む。）を毀損し、又はそれらのおそれ
があるとき。
- (3) 被支援会社が、名称利用許可申請に際して、機構に対し、不正又は虚偽の申告をしたこ
とが判明したとき。

(4) 被支援会社が、本約款に基づく支援を受けるに際し、不正、虚偽の申告その他不当な行為をしたとき。

(5) 被支援会社が、上記（1）乃至（4）と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき。

3 機構は、被支援会社に次の各号に定める事由が生じた場合には、何らの催告なく、名称使用許可を取り消すことができる。

(1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

(2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき。

(3) 被支援会社（個人または法人の役員等を含む）が暴力団員等であると認められる場合。

（損害賠償）

第13条 機構は、第12条第1項（2）、第2項若しくは第3項（3）に掲げる事由又は被支援会社の故意若しくは重大な過失により損害等を被ったときは、機構は、被った損害を被支援会社に賠償請求することができる。

2 被支援会社は、機構の故意若しくは重大な過失により損害等を被ったときは、被支援会社は、被った損害を機構に賠償請求することができる。

（事業の責任）

第14条 前条にかかわらず、機構は、機構が被支援会社に対し行った事業支援（事業遂行にかかる相談等も含むがこれに限らない）について、いかなる場合（被支援会社が経済的損失を生じたと主張する場合も含むがこれに限られない）においても一切の責任を負わない。被支援会社は、全ての事業遂行を自らの判断で行い、機構は被支援会社の求めに応じて支援しているものであることを確認する。

（譲渡禁止等）

第15条 被支援会社は、機構の書面による同意を得ずに、本約款に基づく支援により生じる権利及び義務の全部又は一部を譲渡し、移転し、又はこれに担保権を設定してはならない。

（存続条項）

第16条 本約款に基づく支援が支援期間満了により終了した場合又は第5条第4項の規定により終了した場合においても、第11条（秘密保持）については3年間、第14条（事業の責任）及び第19条（裁判管轄）については無期限に、各規定の効力が存続するものとする。第6条（名称の使用）第1項に規定される名称の使用の効力は存続されないが、会社の沿革等、過去の事実として使用する場合のみ使用を存続できる。

2 前項の第11条（秘密保持）の効力存続期間については、機構及び被支援会社間で協議のうえ、延長もしくは短縮することができる。

（約款の内容変更）

第17条 機構は、本約款について、以下のいずれかに該当する場合には、被支援会社の個別の承諾を得ることなく、その内容を変更することができるものとする。

- (1) 当該変更が、被支援会社の一般の利益に適合すると認められる場合
- (2) 当該変更が、支援の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更によって被支援会社に与える不利益の内容および程度、その他変更に係る事情に照らして合理的であると認められる場合

2 機構は、前項に基づき本約款の内容を変更する場合には、変更後の内容およびその効力発生日を、効力発生日の相当期間前までに、被支援企業に対し適切な方法により周知する。

3 変更後の約款は、前項に基づき周知された効力発生日より適用されるものとする。

（協議による解決）

第18条 本約款に定めのない事項及び本約款の条項の解釈に疑義が生じたときには、機構および被支援会社は協議して解決するものとする。

（裁判管轄）

第19条 本約款に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
新事業促進部長

別添 1

JAXA パートナースタートアップシンボルロゴマーク

